

~~~~~  
 研 究  
 ~~~~~

保護者から不適切な養育（虐待）を受けている 学齢児童に関する研究

—第1報 兵庫県小学校における児童の実態調査—

福岡 淑子¹⁾, 郷間 英世²⁾
 戸松 玲子³⁾, 稲垣 由子⁴⁾

〔論文要旨〕

兵庫県内の国・公立小学校159校を対象に不適切な養育を受けている児童の実態を調査した。その結果、88校から回答が得られ、そのうち53.4%は、該当する児童が在籍していた。内容別に見るとネグレクト的内容が50%と一番多く、次いで心理的内容の28.4%であり、身体的内容23.9%、性的内容1.1%の順であった。発見のきっかけは、本人のことばや行動、保護者のことばなどであった。平成16年に新しく虐待行為に定められた「母親に対する暴力をよく見ている」児童は19.3%の学校に在籍していることから、法的な整備が発見を容易にすると思われた。

このように、学校は児童や保護者との関わりの中から虐待を発見する機関として位置付けられるとともに、早期に発見するためには虐待に関する正しい知識が不可欠であると思われた。

Key words : 虐待, 不適切な養育, 実態調査, 小学校

I. 目 的

報道される児童虐待事件はどれも痛ましい。少子化が進み社会の虐待に対する関心が高まる中、国は「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年)を制定した。しかしながら、平成13年兵庫県で男児が両親による虐待によって死亡する事件が起き、県民生活部は児童虐待防止専門家会議を設置し、翌年1月には児童虐待防止プログラムを策定した。それを受けて県教育委員会は「児童虐待の防止のための被虐待児通告書について」を幼稚園および小・中学校に通知し、虐待のおそれがある児童を発見した際は、児童

相談所に通告するよう依頼した。このように、国や地方自治体の行政レベルでは学校の役割が改めて重要視されてきてはいるが、学校側から見た児童虐待の現状は、ほとんど報告がない。

筆者は、平成11年に兵庫県内の小学校および盲・聾・養護学校に対し保護者から不適切な養育を受けている児童の実態とその対応システムに関する調査¹⁾を実施した。その結果、半数以上の小学校に不適切な養育を受けている児童が在籍していた。また、校内の対応システムは約40%の学校にあり、他機関と連携したことがある学校は20%程度という実態を明らかにした。これらの結果より、学校は虐待の発見と初期対

Cases of Child Abuses Found by Survey at Elementary Schools in Hyogo Prefecture, Japan

[1834]

Toshiko FUKUOKA, Hideyo GOMA, Reiko TOMATU, Yuko INAGAKI

受付 06. 6.12

1) 兵庫県立神戸養護学校 (教諭)

採用 06.10.18

2) 奈良教育大学 教育実践開発講座特別支援教育 (研究職/小児科医)

3) 大阪青山短期大学 幼児教育・保育科 (研究職)

4) 甲南女子大学 人間科学部 (研究職/小児科医)

別刷請求先: 福岡淑子 兵庫県立神戸養護学校 〒651-1144 兵庫県神戸市北区大脇台10-1

Tel : 078-592-6767 Fax : 078-592-6768

応のできる機関として位置付けられること、および連携が重要であることを指摘した。

しかしながら、前回の調査から5年を経過し、平成16年には法律の改正もなされ、「母親に対する父親の暴力をよく見ている」などが虐待として新たに加わった。そこで、現在虐待を受けている児童の実態を明らかにするとともに、学校でどのように発見されているかなどを調査したので報告する。

なお、虐待ということばは、重症度の高い身体的虐待を想起させるだけでなく、学校現場では判断しにくいことが予測された。そこで、前回の調査と同様に虐待より広い概念である maltreatment (こどもに対する大人の不適切な関わり)²⁾の用語を用いて、虐待を不適切な養育に含まれる内容として捉えることとした。

II. 方 法

対象は、兵庫県教育関係職員録³⁾に掲載されている兵庫県内の国・公立小学校842校のうち、無作為に抽出した159校であり、回答者は校務分掌として学校の生徒指導を把握している生徒指導(生活指導)担当教諭とした。

調査期間は、平成16年(2004年)8月20日～9月10日とし、郵送にて各校に調査用紙を配布し回収を行った。

調査は、不適切な養育を受けている児童の数および発見のきっかけを選択項目で尋ね、次いで、その具体的内容を自由記述で求めた。その際の不適切な養育は、虐待の4つの分類の定義を参考に「ネグレクト的内容(保護者から、適切な衣食住の世話が受けられなかったり、子どもが放ったらかしにされたりしているような状態)」、「身体的内容(保護者から、通常のしつけの程度を超え繰り返された暴力の結果、子どもが外傷を受けている状態)」、「心理的内容(保護者から、一時的ではなく日常的に下記の例に示すようなことが行われていることで、子どもが心に脅えや不安を引き起こし、萎縮している状態)」および「性的内容(保護者から、性的な嫌がらせや性行為を強要されている状態)」と定義し、内容ごとに例を示した。定義と例示は、厚生省(現・厚生労働省)の「こども虐待防止の手引き」⁴⁾、児童虐待調査研究会が作成した

アセスメントのための定義⁴⁾、横浜市児童虐待防止ハンドブック⁵⁾をもとに「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」⁶⁾などを参考に作成した。

III. 結 果

1. 回収結果

95校から回答があり(回収率59.7%)、そのうち88校から有効回答が得られた。

2. 不適切な養育を受けている児童の実態

該当児童が在籍している学校(以下在籍校)を在籍人数別に表1に示した。在籍校は、47校(53.4%)であり、ネグレクト的内容が44校(50%)で一番多く、次いで心理的内容25校(28.4%)、身体的内容21校(23.9%)、性的内容1校(1.1%)の順であった。

内容別に見るとネグレクト的内容では、「保護者の都合で学校に行けない」が一番多く29校(33%)、次いで「十分な食事を与えられていない」の27校(30.7%)、「子どもだけで夜遅くまで放って置かれている」の26校(29.5%)、「ひどく不潔なままにしている」の25校(28.4%)であった。また、重症化の可能性があるのに「病院に連れて行ってもらえない」も15校(17%)あった。わずかではあるが、「いつも家の中に閉じ込められている」が2校(2.2%)あった。ネグレクト的内容の記述には、「昨夜母親が帰ってこなくて夕食はインスタントラーメンだけで、朝食は食べていないらしい。」「暑いのに長袖の服を着ていたり、体臭がきつかったりすることから入浴していないことがわかる。」などがあった。心理的内容では、「いつも非難、罵倒されている」と、平成16年の改正で新たに加わった「母親に対する父親の暴力をよく見ている」が17校(19.3%)で、「冷たいあしらいを受けている」は13校(14.8%)であった。記述には「以前にもあったが、最近になりとくに激しく罵倒されたり、家のドアを叩く音がしたりするので、近所の人から学校に通報があった。」などがあった。身体的内容は、「継続的な暴行を受けている可能性がある」が17校(19.3%)と突出しており、次いで「たばこの火を押し付けられた跡がある」の7校(8%)

であった。記述には「本人が『昨日けがをした』と訴えてきたので、薬を塗りながら話を聞くと『お母さんには言わんといて』と言いながら『僕が言うことを聞かんから掃除機のホースで叩かれた』と言い、他の部位にもあざがあったので尋ねると『タバコの火を押し付けられた。叩かれた』と言った。」などがあつた。心理的

内容と身体的内容の両方の疑いもたれる記述は「数年前から母親から大声で叱られたり暴力を受けたりしている。宿題などはきちんと見てもらっているが、母親の思惑のように行動しないと叱責を受けるようで、母親の怒声と子どもの『ごめんなさい』という声が聞こえると近所の人から通報があつた。」などがあつた。また、

表1 不適切な養育を受けている児童の在籍校と児童数

n = 88 単位：校 (%)

| 内 容 | 学校：児童 | | | 在籍する 学校 | 児童数 単位：人 |
|--------------------------------|----------|--------|--------|------------|-------------|
| | 1～2人 | 3～4人 | 5人以上 | | |
| ネグレクトの内容 | | | | 44(50.0) | 341 |
| 保護者の都合で学校に行けない | 19(21.6) | 7(8.0) | 3(3.4) | 29(33.0) | 63 |
| 十分な食事を与えられていない | 20(22.7) | 0 | 7(8.0) | 27(30.7) | 84 |
| 子どもだけで夜遅くまで放って置かれている | 19(21.6) | 2(2.3) | 5(5.7) | 26(29.5) | 81 |
| ひどく不潔なままにしている | 18(20.5) | 3(3.4) | 4(4.5) | 25(28.4) | 68 |
| 病院に連れて行ってもらえない | 12(13.6) | 1(1.1) | 2(2.3) | 15(17.0) | 33 |
| 危険な場所に放って置かれたり、家に入れてもらえない | 6(6.8) | 0 | 0 | 6(6.8) | 9 |
| いつも家の中に閉じ込められている | 2(2.3) | 0 | 0 | 2(2.3) | 3 |
| 心理的内容 | | | | 25(28.4) | 108 |
| いつも非難、罵倒されている | 13(14.8) | 3(3.4) | 1(1.1) | 17(19.3) | 33 |
| ※母親に対する父親の暴力をよく見ている | 14(15.9) | 3(3.4) | 0 | 17(19.3) | 29 |
| 冷たいあしらいを受けている | 8(9.1) | 4(4.5) | 1(1.1) | 13(14.8) | 29 |
| 脅えさせられるため、心に不安を引き起こしている | 7(8.0) | 2(2.3) | 0 | 9(10.2) | 17 |
| 身体的内容 | | | | 21(23.9) | 51 |
| 継続的暴行を受けている可能性がある | 13(14.8) | 3(3.4) | 1(1.1) | 17(19.3) | 34 |
| たばこの火を押し付けられた跡がある | 7(8.0) | 0 | 0 | 7(8.0) | 9 |
| 首を絞められたり、手足や体を縛られたりしたような跡がある | 3(3.4) | 0 | 0 | 3(3.4) | 4 |
| 窒息させられそうになった | 2(2.3) | 0 | 0 | 2(2.3) | 3 |
| 不審な骨折がある | 1(1.1) | 0 | 0 | 1(1.1) | 1 |
| 暑い車の中に閉じ込められたり、厳寒な戸外に閉め出されたりした | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 性的内容 | | | | 1(1.1) | 1 |
| 性的に体を触られている疑いがある | 1(1.1) | 0 | 0 | 1(1.1) | 1 |
| 性行為を強要され妊娠または妊娠の疑いがある | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 裸の写真が撮られている疑いがある | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | | | 47(53.4) | 501 |

※印は、新たに虐待項目になった内容である。また、%は回答のあつた88校に対する割合を示した。

性的内容は「性的に体を触られた疑いがある」が1校(1.1%)あった。

例示ごとにみた不適切な養育を受けている児童数は、1人や2人が多かったが、ネグレクト的内容には3人以上在籍している学校が多くあり、「保護者の都合で学校に行けない」、「十分な食事を与えられていない」などの5つの例示でみられた。また、10人以上いると回答があったのは「病院に連れて行ってもらえない」、「ひどく不潔なままにしている」などの4例示であった。心理的内容では、5例示とも3人以上在籍している学校があり、身体的内容では、「継続的な暴行を受けている可能性がある」が多くの学校でみられた。

不適切な養育を受けていると回答のあった児童の合計数を表1の右欄に例示ごとに児童数として示した。例示別では「十分な食事を与えられていない」が一番多く84人、次いで「子どもだけで夜遅くまで放って置かれている」81人であった。これらの結果を合計すると、ネグレクト的内容の児童数は341人、心理的内容108人、身体的内容51人、性的内容1人で、合計すると501人であった。

3. 発見のサインおよびきっかけ

発見のきっかけについての回答を表2に示した。一番多かったのは、「本人のことば」24校

表2 不適切な養育を受けている児童の発見のきっかけ
複数回答 n=38

| 発見のきっかけ | 校 (%) |
|----------------|----------|
| 本人のことば | 24(63.2) |
| 本人の行動 | 13(34.2) |
| 保護者のことば | 13(34.2) |
| 身体測定 | 5(13.2) |
| 給食 | 4(10.5) |
| 近所の人の通報(電話を含む) | 3(7.9) |
| 同居人からの話 | 1(2.6) |
| 弟のことば | 1(2.6) |
| 妹のことば | 1(2.6) |
| 担任が発見 | 1(2.6) |
| 子育て支援室 | 1(2.6) |

(63.2%)であり、次いで「本人の行動」と「保護者のことば」の13校(34.2%)であった。記述には「遅刻が多かったり、学習の準備や宿題ができていなかったりということがあり担任が気になり、家庭訪問や保護者との面談をしてわかった。」、「初めは言えなかったが、『体について先生たちが心配しているの』と保健室で聞いていくうちに父親から受けていることを話してくれた。」、「他の児童に比べ、給食の量が非常に多い。体重や身長の伸びがない。」などがあつた。

IV. 考 察

不適切な養育を受けている児童の在籍する学校の割合は、5年前の調査結果¹⁾52.5%をやや上回る53.4%であった。これは、玉井らが12都道府県と3政令指定都市の学校を対象に行った結果⁷⁾の25.3%や兵庫教育文化研究所が兵庫県教職員組合を対象に行った結果⁸⁾の29.2%を大きく上回っていた。このことについて、玉井らの質問は「虐待事例の経験の有無」から始まっており、虐待かどうかの判断を回答者に委ねているのに対して、本研究では、「不適切な養育」として4つの分類をそれぞれ定義し、それらの内容の例を具体的に説明したあとで、回答を求めている。その結果、回答者の理解が深まり、より広く正確な実態を捉えることができたものと考えられた。したがって、虐待を早期に発見するには、正しい知識を持つことが不可欠であると思われた。

不適切な養育の内容別回答では、ネグレクト的内容が一番多く、心理的内容、身体的内容、性的内容の順であり、この結果は筆者の前回の調査¹⁾とほぼ同様であった。一方、兵庫県こども家庭センター(児童相談所)の平成16年度虐待相談の受付・処理件数の小学生についての結果⁹⁾では、身体的虐待が一番多く、次いでネグレクト、心理的虐待、性的虐待の順であり、筆者らの結果とは異なっていた。この違いについては、こども家庭センターで受け付ける相談内容は、身体や生命に関する危険性および緊急性の高いものが多いため、身体的虐待が多い。それに対して、学校において教師は、子どもとの毎日の関わりの中で、日常的に行われているネ

グレクトや心理的虐待を発見しやすい立場にあるものと考えられた。このように、学校は児童や保護者との関わりの中から、虐待を広く早期に発見できる機関として位置づけられるが、緊急性が低いと思われる事例にも深刻な虐待が存在する場合もあるため、校内委員会での検討や他機関との連携は不可欠であると考えられる。

また、平成16年の法改正で新たに虐待行為となった「母親に対する父親の暴力をよく見ている」については、多くの学校から回答があり、興味深い結果となった。これについては、今まで見過ごされていた行為を法的に整備したことで発見が容易になったと思われる。そして、発見が難しい性的内容が1件見られたことは意義深いことではあるが、西澤¹⁰⁾の指摘するように、わが国の性的虐待に対する対策や調査はほとんどされていないため、他機関の調査結果と同様にこれらは氷山の一角に過ぎないと思われる。

今回の調査結果より得られた不適切な養育を受けている児童の数501人(表1)を、有効回答があった学校数88校で除した値が、1校あたりの不適切な養育を受けている児童数と考えることができる。したがって、1校あたりの不適切な養育を受けている児童数は5.69人であり、内容別ではネグレクト的内容が3.86人、心理的内容が1.23人、身体的内容が0.58人、性的内容が0.01人であった(表3)。

V. 今後の課題

第1報として不適切な養育を受けている児童の発見とそのきっかけについて報告したが、第

表3 不適切な養育を受けている児童の1校あたりの人数

単位：人

| 内容 | 人数 | 児童数 |
|----------|----|------|
| ネグレクト的内容 | | 3.86 |
| 心理的内容 | | 1.23 |
| 身体的内容 | | 0.58 |
| 性的内容 | | 0.01 |
| 計 | | 5.69 |

2報では、対応システムや関係機関との連携および虐待に関する法律の認識について報告する予定である。

また、平成16年8月文部科学省は10月から施行される「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」を周知させるため、各都道府県・指定都市教育委員会に通知文を出した。それを受け兵庫県教育委員会¹¹⁾では「児童虐待に関する学校対応に係る検討委員会」を設置し、平成17年3月には「学校における児童虐待の対応について」を作成し、この対応マニュアルを小学校および盲・聾・養護学校に配布していることから、これらの有効な活用方法や教職員の認識を深め不適切な養育を受けている児童の発見に繋がる研修のあり方についても考えていく予定である。

本研究の一部は平成16年度独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金(奨励研究)No.16907037を用いた。

文 献

- 1) 福岡淑子. 小学校及び盲・聾・養護学校における保護者から不適切な養育を受けている児童の実態と対応に関する調査研究(兵庫教育大学修士論文). 1999.
- 2) 厚生省児童家庭局監修. こども虐待対応の手引き. 東京: 日本児童福祉協会. 1999.
- 3) 兵庫県教職員組合編. 兵庫県教育関係職員録. 兵庫県教職員組合. 2004.
- 4) 池田由子. 小児虐待の定義と歴史. 特集小児虐待. 小児内科. 東京医学社. 1995; 27. 11. 5-10.
- 5) 横浜市子育てSOS連絡会編集. こどものSOS養育者のSOSに応えるために. 横浜: 横浜市中央児童相談所. 1997.
- 6) 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年改正)[概要, 新旧対照表, 施行通知]厚生労働省ホームページ. 《<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv.html>》
- 7) 玉井邦夫, 滝川一廣, 西澤 哲他. 児童虐待に関する学校の対応についての調査研究. 文部科学省特別研究促進費研究班. 2003.
- 8) 兵庫教育文化研究所. 2005年度「こどもと虐待」

- 実態調査報告. こどもと教育2005 : 119. 2-14.
- 9) 兵庫県こども家庭センター. ひょうごの児童相談～こども家庭センター業務概要～(平成17年7月). 2005.
- 10) 西澤 哲. こども虐待と学校. こどもと教育 2005 : 119. 17-26.
- 11) 児童虐待に関する学校対応に係る検討委員会. 児童虐待に対する学校対応について. 兵庫県教育委員会. 2005.